

千葉県告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成31年3月1日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
株式会社 ネモタ カサービス	あいわ介護仁戸 名居宅支援事業 所	ケアプランネモタ カ	千葉市中央区仁戸名町 371	平成31年2月1日

開設者の名称	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社 ダンロ ップスポーツウェ ルネス	ウェルネスパ ーク朝日ヶ丘	ウェルネスパ ーク稲毛海岸	千葉市花見川 区朝日ヶ丘1 -34-10	千葉市美浜区 高洲3-10 -1 サンフラワー ビレッジ稲毛 海岸	平成31年3月1日